

令和8年度
第4回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和8年7月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和８年度第４回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和８年７月１３日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和８年７月２４日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和８年７月２４日 １３時３０分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和８年７月２４日 １４時０６分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 １８名 欠 席 １名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	１	小山田 和 義	○	１１	竹 田 和 夫	○
	２	國 司 功	○	１２	大 森 直 子	○
	３	高 橋 栄 光	○	１３	田 村 昭 雄	○
	４	竹 田 憲 治	○	１４	中 村 一 彦	○
	５	齊 藤 由希子	○	１５	三 浦 隆	○
	６	古 川 美枝子	○	１６	工 藤 嘉 充	○
	７	向久保 勉	○	１７	伊 藤 始	○
	８	熊 澤 威 人	○	１８	松 村 勝 彦	○
	９	元 木 昭 彦	○	１９	三 浦 美恵子	○
	１０	阿 部 正 光	▲			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 11 番	竹 田 和 夫	議席番号 12 番	大 森 直 子
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	高 橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	佐々木 桂		
	農地調整係長	松 尾 竜 也		
	農地調整係主任	恩 賀 ひとみ		
	農地調整係主事	野 沢 雄 喜		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号10番阿部正光委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上1名の欠席となっており、出席委員数は19名中18名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和8年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号11番竹田和夫委員と議席番号12番大森直子委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第4回運営委員会報告を行います。

事務局（佐々木事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第4回運営委員会報告をいたします。

ご覧いただいております次第のとおり、2項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。始めに報告・連絡の概要説明をいたします。

4ページの左上に記載してございます。

（1）令和8年7月以降の主な会議 行事等日程について

(2) 令和8年度第4回総会について

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4、協議事項となります。

協議内容の概要説明をいたします。

(1) 次回運営委員会の開催時間についてですが、8月10日午前9時00分からとなりました。

(2) 令和8年度関係行政機関(市)に対する意見については、5ページに記載した通りとなりましたが、本日の農業委員会議の協議事項で、改めて事務局から説明を行う事としております。

5、情報提供等となります。

運営委員及び事務局からの情報提供等はございませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いいたします。

以上、令和8年度第4回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和8年7月24日 委員長(会長) 三浦 美恵子

以上となります。

議長(三浦会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(三浦会長)

ないようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局(松尾農地調整係長)

それでは、総会資料の6ページをご覧ください。

令和8年6月25日から令和8年7月23日までの業務報告をさせていただきます。

まる1番からまる2は先月の総会内容、まる3番は5月の総会内容となります。まる4番はこの1ヶ月の相続人変更の申請の数、まる5番はこの1ヶ月の農地改良届の申請内容です。

次に、まる6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は7月16日の木曜日でございます。農地改良届を含めた8件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の9番委員 元木 昭彦 委員、農業委員の10番委員 阿部 正光 委員、推進委員の西根南地区の5番委員 田村 宏 委員、推進委員の西根北地区の4番委員 津志田 明夫 委員、推進委員の松尾地区の4番委員 高橋 憲一 委員の5名でございます。

事務局からは高橋事務局長と私と恩賀主任と野沢主事の4名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる7番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和8年6月16日から令和8年7月15日までの間で、貸付・売渡希望のあっせんは5件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

18 番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、松村さん。

18 番委員（松村委員）

18 番、松村です。

1 番のあっせんについてですが、希望条件が贈与となっていますが、この贈与の相手方は誰でもいいのですか。

事務局（松尾農地調整係長）

はい。贈与の相手先は誰でもかまいません。ただし、こちらはあっせんの申出が出されてすぐに贈与の相手方が決定し、両者の協議の上、売買での権利移転となる予定です。

以上です

議長（三浦会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の２ページをご覧ください。今月の申請は１件です。

関係資料１ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号１：大更第４５地割８８番地４、畑、６８㎡です。売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が消防団の屯所を取り壊した後、畑として自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

２ページ下記に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員田村宏委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（田村宏委員）

農地利用最適化推進委員の田村です。現地調査結果の報告をさせていただきます。

申請番号１番ですが、位置は、ＪＲ東大更駅から北東へ約９００ｍの地点です。現況は、保全されておりました。

申請地は周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第１号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第１号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の4ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料2ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：平館第9地割8-7、畑、6.67㎡を含む4筆、1,600.89㎡です。

現況は、市の管理用地として使用されています。

申請地は、昭和58年に市道として整備されましたがその後地目変更登記しないまま、令和5年に市道認定を廃止してしまったことから今回手続きのあったものです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員田村宏委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（田村宏委員）

申請番号1番ですが、位置は平館小学校から南東へ約500mの地点です。

現況は、管理用地として利用されておりました。

いずれの土地も、非農地化されてから20年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをご覧ください。今月の案件は4件です。

関係資料3ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

また、本件は、農地転用の申請を目的とした計画の変更です。

協議内容の一部は転用許可申請の内容に読み替えてご審議いただきますようお願いいたします。

申請番号1：大更第16地割186-1、田、797㎡を含む2筆、1,760㎡です。

変更内容は、農業用施設用地への用途変更で変更の目的は、農産物加工販売施設及び直売施設の建設です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地例外規定は、農振法に規定された農用地利用計画の指定用途の一つである農業用施設です。

申請番号2：大更第30地割171、田、4,406㎡のうち2,000㎡です。

変更内容は、農業用施設用地への用途変更で変更の目的は、農作業倉庫及び車庫の建設です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地例外規定は、農振法に規定された農用地利用計画の指定用途の一つである農業用施設です。

申請番号3：松尾寄木第18地割6-1、原野、3,638㎡を含む5筆、7,334㎡です。

変更内容は、農業用施設用地への用途変更で変更の目的は、牛舎及び堆肥舎の建設です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地例外規定は、農振法に規定された農用地利用計画の指定用途の一つである農業用施設です。

現在、農業用施設が設置されていることから、用途変更を行いますが、転用申請時は、不要な既存施設は撤去したうえで、追認申請を行う予定です。

申請番号4：星沢102-1、田、306㎡です。

変更内容は、土地収用法による農用地区域除外で変更の目的は、申請地隣接地の星沢99を含む農村環境管理施設の建設です。現在、星沢76-24に既存の管理施設がございますが、(仮称)八幡平スマートインターチェンジの建設地に該当することから、今回移設することとなりました。申請

地の農地区分は、除外後は第2種農地農地法第5条第1項第7号に該当する 農地転用の許可を要さない案件です。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、農地転用の許可要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員田村宏委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（田村宏委員）

申請番号1番ですが、位置は西根インターチェンジから北東へ約1.2kmの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号2番ですが、位置はJR東大更駅から北西へ約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は寄木小学校から西へ約1.5kmの地点です。現況は、一部は原野化しており、その他は、牛舎などの農業用施設が設置されておりました。

申請番号4番ですが、位置はJR赤坂田駅から南西へ約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

今回農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、転用許可相当と判断できるため農業振興地域整備計画の一部変更は、支障ないと判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、松村さん。

18番委員（松村委員）

18番松村です。

関係資料の30ページですが、申請地の隣の筆も事業計画地である。この事業計画地も田んぼなのだから一緒にしなくてもいいのかなというのがあります。その辺を教えてください。

事務局（恩賀主任）

質問の内容の確認です。一緒にしなくてはというのはどういう意味でしょうか。

18 番委員（松村委員）

事業をするとき、半年遅れて申請するのか、許可になった場合、遅い方に合わせて事業開始するのか。

事務局（恩賀主任）

今回の申請地は、農業振興地域内の農用地区域にある農地が申請地になっておりまして、点線の事業計画地と一緒に事業は行われますが、そちらについては農業地区域内に入っていないので申請地になっていないというだけです。

18 番委員（松村委員）

この地図を見るとどこにも区切りがないようですけれども、昔はあったのでしょうか。農振と除外地との。一連に見えるんですけれども。ちょっとわからないのでそこら辺を教えてもらえればいいです。

事務局（恩賀主任）

農用地区域の除外のほうの経緯はこちらではわかりかねますが、このような計画になっておりますので、今回申請になりました。以上です。

18 番委員（松村委員）

わかりました。

議長（三浦会長）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

この案件について、意見なしと決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について」

は、「意見なし」として、市長に回答することに決定いたしました。

○議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の８ページから１１ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定２件、使用貸借権設定８件、所有権移転が２件の合計１２件です。

使用貸借権設定のうち３件は更新、その他９件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号１番～２番は、西根南地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号３番～４番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号５番～６番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号７番～８番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号９番～１０番は、安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号１１番～１２番は、西根北地区に係る申請です。

以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第４号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第４号の採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『令和8年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』

議長（三浦会長）

次に、議案第5号『令和8年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明をさせていただきます。

はじめに、農業委員会法に関する法律の規程についてご説明をいたします。

関係資料の32ページをお開き願います。

農業委員会等に関する法律抜粋となりまして、下線付きで表示をしている第38条第1項の規程により、意見の提出を行うものです。

次のページにまいりまして、こちらは、「令和8年度岩手県農業委員会大会への要請事項の提出について」の依頼文書となります。

34ページをお開きください。意見の提出に係るスケジュールとなります。本日の農業委員会総会で大会提案事項の協議及び決定を行い、盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由し岩手県農業会議へ提出となります。その後、各幹事市町村農業委員会から提出された大会提案事項をもとに協議を行い11月10日（火）に開催される令和8年度岩手県農業委員会大会において「農業施策の充実に関する要請決議」として提案されるものです。

議案の14ページにお戻りください。別紙となります。

こちらの内容につきましては、6月25日に開催された第3回農業委員会議会で決定をいただいたとおりでございますので、意見内容の読み上げは省略させていただきます。

また、意見項目のみの読み上げによりまして、今回の議案提出とさせていただくことをご了承願います。

それでは、読み上げを行います。

1、国産食料供給体制の強化、5項目となります。

(1)「食料・農業・農村基本法」に基づく農業施策の充実

(2)国内生産の増大

(3)適正な価格形成の推進

(4)国民理解の醸成

(5)食料供給困難事態対策法の理解促進

2、農地利用の最適化の推進、3項目となります。

(1)地域計画の実現に向けた支援策の構築

次のページとなります。

(2)農地中間管理事業の推進

(3)新規就農者の確保・育成対策の充実

続いて、

3、意欲のある経営体の育成による農業の振興、2項目となります。

(1)農業生産基盤の着実な整備体制

次のページにまいります。

(2)農業の担い手に対する支援施策の充実

続いて、

4、農業経営の継続と安定化に対する支援の充実、3項目となります。

(1)農業生産資材の価格高騰等に対する支援

次のページとなります。

(2)水田活用の推進

(3)水田政策の見直し

続いて、

5、野生鳥獣被害防止対策の充実、1項目となります。18ページにまいります。

6、農業委員会組織の事務局体制の充実強化、1項目となります。

次のページにまいりまして、

7、東日本大震災 津波・原発事故からの再生、1項目となります。

続いて、

8、高温等の気候変動への適応、1項目となっております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第5号『令和8年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時06分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第4回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年8月24日

会 長 _____

11 番委員 _____

12 番委員 _____

令和 8 年度

第 4 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - （1） 第 4 回運営委員会報告
 - （2） 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 - 議案第 5 号 令和 8 年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について
- 5 閉 会